

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（助成金支援FAQ）

番号	Q	A
<b>助成金の申請について</b>		
1	助成金とは何ですか？	「協力金」や「融資」とは異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付（支払）するものです。認められた場合は原則返還不要です。ただし、偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は、受けようとしたときは、助成金の返還、刑事罰が適用される場合もあります。
2	助成対象者は誰ですか？	本事業の「専門家派遣支援」を完了した事業者です。
3	助成対象期間とは何ですか？	その期間中に契約、取組の実施、支払を完了した助成対象経費が助成金の計算の基礎となります。スケジュールを綿密に立てて取組を実施してください。 この期間から外れた契約、取組の実施、支払は助成対象経費となりません。 本事業では、助成対象期間は交付決定日（令和4年2月予定）から最長3カ月です。 詳しくはHPまたは助成金募集要項をご確認ください。
4	助成率2/3の意味を教えてください。	助成対象となる税抜30万円の備品を購入した場合、30万円の3分の2である20万円が助成金で支払われることとなります。 残りの10万円及び消費税3万円は事業者が負担することとなります。
5	申請すると助成金が支払われるのですか？	申請するだけでは、助成金は支払われません。助成金は後払いなので、綿密な資金計画を立てることが必要です。 <b>【申請から助成金支払までの流れ】</b> 申請→（審査）→（交付決定）→取組の実施→実績報告→（完了検査）→（確定）→請求書提出→（助成金支払） なお、助成金の支払までには実績報告書類の提出と、完了検査への対応、請求書の提出が必要になります。
6	交付決定とは何ですか？	審査の結果、公社が下記の2つの事項を決定し、公社と事業者の間に負担付贈与契約（一定の債務（義務）を負担することを条件に、受贈者（受取側）に財産を贈与する契約のこと）が成立することです。 ・ 専門家に助言を受けた取組を実施することで、将来的に助成金を受け取る権利を得る事業者 ・ 事業者が受け取ることのできる助成金額の上限額（交付決定額）

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（助成金支援FAQ）

番号	Q	A
7	<p>交付決定から助成金支払までどのくらいの期間がかかりますか？</p>	<p>交付決定から助成金支払まで、取組の実施、実績報告書類の提出、完了検査への対応、請求書の提出が必要となるため、一概に助成金振込の時期を申し上げることができません。 書類等に不備・不足や、内容に問題がなく、すべてがスムーズに進めば、交付決定から概ね5カ月で振込可能です。</p>
8	<p>交付決定された後で助成金を交付されないことや、減額されることはありますか？</p>	<p>あります。 「交付決定」とは、助成金の交付対象者として決定された状態を意味しており、助成金の支払額が決定したということではありません。 交付決定後に実際に取り組んだ内容を、実績報告で報告いただき完了検査の結果、助成金の支払額が確定することになります。 専門家に助言を受けた取組の実施や経理関係書類の整備が適切に行われていない場合、交付決定された金額のうち、一部または全部が交付できなくなったり、不備のある部分が減額される可能性があります。</p>
9	<p>専門家にアドバイスいただいた取組と、自分が申請したい取組が違うのですが、助成対象経費として申請できますか？</p>	<p>専門家がアドバイスした経営基盤強化の取組に資する経費について、助成対象経費として申請可能です。</p>
10	<p>業態転換支援事業との違いは何ですか？</p>	<p>業態転換支援事業は、都内飲食事業者が新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始め、売り上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成するものです。 本事業は、事業の本格的な稼働再開を検討する都内飲食事業者に対して、専門家を派遣するとともに、その助言を受けて収益の確保に取り組む際の経費の一部を助成するものです。</p>
11	<p>一時支援金等受給者向けの緊急支援との違いは何ですか？</p>	<p>支援の対象・目的が異なります。 一時支援金等受給者向け助成金は、一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給した中小企業者向けに、課題解決のための専門家派遣に加え、新たな販路の開拓や新事業への展開等を支援するものです。 本事業は、速やかに事業の本格稼働を再開させ、収益の柱として機能させていくための各種支援を展開することで、都内飲食事業者の経営基盤強化を目的とするものです。</p>
12	<p>専門家派遣が1回だけの場合、2回利用した事業者と比べて助成金の審査で不利になることはありますか？</p>	<p>審査には影響しません。</p>

## 飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（助成金支援FAQ）

番号	Q	A
13	会社の別の専門家派遣を利用している場合、この助成金に申請できますか？	他の専門家派遣の利用では、本事業の助成金には申請できません。
14	助成金の申請は先着順ですか？	先着順ではありません。
15	専門家派遣を受ければ、必ず助成金がもらえるのですか？	助成金には別途申請・審査があります。また、助成金への申請は任意です。申請されなかった場合や申請書類に不備があった場合、審査の結果不採択となった場合等は、助成金を受けられません。
16	助成金の申請は専門家がしてくれるのですか？	専門家は助成金の申請は行いません。事業者自身で行っていただく必要があります。
17	複数店舗の経費を申請できますか？	原則として、専門派遣を受けた店舗での取組にかかる経費を助成対象とします。ただし、専門家の助言が展開・流用できる経費（支援レポートにその旨が記載された経費）については、複数店舗分を申請いただけます。
18	助成金申請や実績報告について、他者の支援（サポート）を受けたいと考えております。支援者の連絡先を記載することはできますか？	フォームに「支援者氏名」、「支援者連絡先」、「支援者E-mail」の欄があります。こちらの欄に「支援者」の情報を記載してください。 なお、初めの連絡は「自社の役員又は従業員」にお電話し、「連絡担当者を支援者にすることを希望するか」の確認を取らせていただきます。希望が確認ができた場合、支援者への連絡を行わせていただきます。 ※ 助成対象となる事業を請け負うものを、連絡担当者とすることはできません。
<b>専門家派遣との繋がりについて</b>		
19	専門家派遣とは何ですか？	専門家を事業者に派遣して課題解決をサポートいたします。 申込まいただいた店舗に訪問し、現状のヒアリングや今後の事業再開にむけた助言を行います。派遣終了後は支援レポートを作成し、事業者にお渡しします。
20	専門家派遣と助成金はどういう繋がりがあるのですか？	専門家派遣をご利用された事業者のみが助成金に申請いただけます。
21	専門家派遣が大変役に立ったので、継続して支援していただきたいのですが、可能ですか？	会社の別の専門家派遣をご利用いただくか、個別にご契約ください。ご利用にあたり条件等ございますが、一時支援金等受給者向け緊急支援専門家派遣事業（ <a href="https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/ichijishien/senmonka.html">https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/ichijishien/senmonka.html</a> ）または専門家派遣事業（ <a href="https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/specialist/index.html">https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/specialist/index.html</a> ）がございます。

## 飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（助成金支援FAQ）

番号	Q	A
22	専門家派遣でもらった支援レポートは今後必要となりますか？	助成金に申請いただく際、支援レポートの写しをご提出いただく必要があります。紛失しないよう、保管をお願いいたします。
<b>助成金申請に必要な書類について</b>		
23	申請にはどのような書類の提出が必要ですか？	事業形態等によってご提出いただく書類が異なります。詳細は助成金募集要項をご覧ください。なお、内容によっては追加資料のご提出、ご説明をお願いする場合がございます。
24	申請に必要な書類の提出期限はありますか？期限内に提出できない場合はどうなりますか？	受付後、必要な書類をご提出ください（提出方法・期日は別途ご案内いたします）。なお、期日までにご提出いただけなかった場合、キャンセル扱いとさせていただきます。あらかじめご了承ください。
25	申請に必要な書類はどのように提出するのでしょうか？	受付後、事務局からご案内いたします。
26	納税証明書はどこで取得できますか？	それぞれの所轄の機関にお問合せください。 <b>【法人】</b> 法人事業税納税証明書・法人住民税納税証明書▶都税事務所 所得税納税証明書その1▶所管税務署 住民税納税証明書・住民税非課税証明書▶市区町村役所 <b>【個人】</b> 個人事業税納税証明書▶都税事務所 所得税納税証明書その1▶所管税務署 住民税納税証明書・住民税非課税証明書▶市区町村役所
27	申請に必要な書類を紛失してしまいました。どこで取得できますか？	それぞれの所轄の機関にお問合せください。 書類の入手先については、助成金募集要項をご覧ください。
28	公的機関からの納税猶予の特例を受けているので、納税証明書に未納が記載されるかもしれません。大丈夫でしょうか？	住民税・事業税等に未納がある場合は、原則として申請いただけません。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、例外的に申請いただけます。徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出してください。
<b>助成対象経費について</b>		
29	専門家派遣を受けてすぐ購入したものの経費も対象になりますか？	発注又は契約・実施・支払等のすべてが助成対象期間内に行われたもののみ対象となります。本事業では、助成対象期間は交付決定日（令和4年2月予定）から最長3カ月です。

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（助成金支援FAQ）

番号	Q	A
30	【厨房機器等購入費】食材の購入費は対象となりますか？	いかなる場合も対象外です。詳細は募集要項「6 助成対象経費」をご覧ください。
31	【厨房機器等購入費】フリマアプリやオークションサイトで購入した商品は助成対象となりますか？	対象となりません。
32	【厨房機器等購入費】中古品の購入も助成対象となりますか？	その販売を生業かつ主要業務とする事業者から購入したもので、実績報告に必要な経理関係書類を揃えられるのであれば、対象となります。
33	【厨房機器等購入費・厨房等工事費】購入した厨房機器の設置にかかる費用は対象となりますか？	対象となります。 金額によって、申請する経費区分が下記のとおり異なりますのでご注意ください。 ・税抜1万円未満の場合：厨房機器等購入費に含む ・税抜1万円以上の場合：厨房等工事費として助成対象とする
34	【厨房機器等購入費・厨房等工事費】自分で工事を行った際の材料費は対象となりますか？	対象となりません。
35	【広告宣伝費】既存のホームページ運用にかかる経費は対象となりますか？	既存のホームページにかかるドメイン取得費用、サーバー利用料、保守・管理費等は対象となりません。
36	【広告宣伝費】販促物を配布するためのロゴ入り封筒は対象となりますか？	広告宣伝以外の他の用途にも使用できるものは対象となりません。
37	【マーケティング調査費】新規メニュー開発にかかる経費は対象となりますか？	顧客獲得のための新規メニューを開発するにあたり、専門家から助言をもらう際にかかるアドバイス料・コンサルティング料は対象となりますが、新規メニュー開発のために事業者自身が負担する食材等の購入にかかる諸経費は対象となりません。
38	【マーケティング調査費】コンサルティング料のみで助成金を200万円申請することはできますか？	できません。 マーケティング調査費は、経費上限 税抜150万円、助成限度額100万円となります。
39	【マーケティング調査費】コンサルティングの内容等を記録する必要はありますか？	コンサルティング料やアドバイス料等を申請する場合、実績報告の際、以下の書類の提出が必要となります。 ・調査を依頼した場合、依頼・調査内容、調査結果等が分かる資料 ・助言を依頼した場合、面談日、面談者、依頼・助言内容等が分かる資料
40	【マーケティング調査費】継続的にかかる経費は何か月分が対象となりますか？	助成対象期間内に支払った経費が対象となるため、最大3カ月分です。 ただし、助成対象期間中に契約実施～支払が完了している必要があります。



## 飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（助成金支援FAQ）

番号	Q	A
41	【システム導入費】 自社システムの開発は対象となりますか？	開発は対象外です。システム導入費は、既存システムの導入のみ対象です。
42	【システム導入費】 POSレジの導入にかかる経費は対象となりますか？	市販のPC、タブレット、スマートフォン等にレジ機能（アプリケーションやソフトウェア等）を導入する場合はシステム導入費、POS専用機を導入する場合は厨房機器等購入費の対象となります。
43	【厨房等工事費】 専門家派遣を受けた店舗とは別の、都外店舗の工事にかかる費用は対象となりますか？	対象となりません。
44	【厨房等工事費】 店舗の清掃にかかる費用は対象となりますか？	対象となりません。
<b>助成金の交付決定後について</b>		
45	交付決定通知を受け取りました。この後はどうすればよいのでしょうか？	交付決定日から最大3カ月間が助成対象期間です。助成事業を実施してください。
46	助成対象期間が終了しました。この後はどうすればよいのでしょうか？	助成対象期間中の助成事業の発注又は契約・実施・支払等がすべて完了した内容について、実績報告を行ってください。
47	実績報告とは何をすればよいのでしょうか？	助成対象期間終了後、原則1カ月以内に「実績報告書」（公社指定様式）及び経理関係書類をご提出ください。 期間内にご提出いただけない場合（公社からの追加提出依頼の書類を含む）、助成金を交付できない場合がありますのでご注意ください。
48	実績報告の書類を提出しました。この後はどうすればよいのでしょうか？	事務局にて完了検査をいたします。 ご提出いただいた書類に不備・不足等がある場合はご連絡いたしますので、ご対応ください。 なお、再提出も含め、原則として助成対象期間終了後1カ月以内に行っていただく必要があります。
49	助成金の確定通知を受け取りました。この後はどうすればよいのでしょうか？	助成金支払のため、「助成金請求書（公社様式）」と「印鑑証明書原本（請求書に押印した印、発行3カ月以内）」の2点をご提出ください。 請求書を公社が指定する期限内にご提出いただけない場合、助成金をお支払いできない場合もございますので、ご注意ください。
50	請求書と印鑑証明書を提出しました。助成金はいつ支払われますか？	ご提出いただいた書類を事務局にて確認後、お支払いいたします。 なお、支払には請求書到着から1カ月程度かかる見込みです。 書類に不備がある場合は助成金の支払まで想定日数より時間がかかる場合があります。